○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字東前六四五一の一七四から六四五一の一七六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町福良字福良山七四一三の三四五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字名目沢九九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県いわき市遠野町入遠野字久保目七、二七八、二八四の一、二八四の二、字貝那夫一八一の二、一八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町赤津字東岐二六七五の一〇、字西岐二八〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、二八〇一の五、八一二四の一（次の図に示す部分に限る。）、八一二四の二、八一二四の四、八一二四の六、八一二四の七、八一二四の一七、八一二四の一八、八一二四の五七から八一二四の七四まで、八一二四の七六、八一二四の八二、八一二四の八一、八一二四の八二、八一二四の一二三から八一二四の一二六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東岐二六七五の一〇・字西岐八一二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横通字ヤサガイト一二一五の一、一二一五の三、字平柴一二八二、明智町阿妻字細久保五二七の二、五二七の三、五二七の五、明智町東方字白山一〇一一の一、字荒井一〇六五の一、一〇七三の一、山岡町馬場山田字亀割一六二の三五から一六二の三八まで、一六二の五六から一六二の五八まで、上矢作町字木地山一九の七八、字万場七三五の四三から七三五の四五まで、七三七の三、七三七の七、字茗荷久保二一四五の八四、二一四五の八五、字上足沢八三一の一、八三一、八三四の一、八三五の二、八三五の五、字服部平三五七九の一、三五八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町上田字宮ノ洞一九一七、一九一八の一、一九一八の二、一九一九から一九二八まで、一九四〇、一九四一の一、一九四二、一九四三、字前平二三八〇の一五から二三八〇の二一まで、二三八〇の二七、高鷲町鮎立字下向二五七四、二五七五の二、二五七六、字下向山三八二五の一、三八二五の二、三八二六の一、三八二六の二、三八二七、三八二八、三八三〇、三八三一の一、三八三一の三、三八三二、三八三三、三八三五、三八三七、三八三八、三八三九の一から三八三九の三まで、三八四〇の一、三八四一の一、三八四一の二、三八四二、三八四三、三八四四の一、三八四四の二、揖斐郡揖斐川町谷汲高科字隠洞八〇六の六七から八〇六の九九まで、谷汲神原字平岩一六八九の一（次の図に示す部分に限る。）